



令和4年10月4日

タクシー運賃の改定申請について (愛媛県南予地区)

令和4年10月3日、愛媛県宇和島市でタクシー事業を営む事業者から、下記の内容によるタクシー運賃の改定申請（現在の自動認可運賃の上限運賃を上回る運賃変更認可申請）が愛媛運輸支局に提出されましたのでお知らせします。

今後は、同日から3ヶ月間を申請受付期間として愛媛県南予地区の他事業者の申請を受け付け、申請事業者の車両数の合計が同地区の法人事業者全体の車両数の7割を超えた場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

記

- 申請者
宇和島ハイヤー株式会社（代表取締役 廣瀬了）
愛媛県宇和島市丸之内1丁目1-7

四国自動車交通株式会社（代表取締役 横田幸雄）
愛媛県宇和島市御幸町1丁目1-5
- 申請概要
初乗り運賃及び加算運賃
（申請）中型車 1. 1kmまで590円、234～236mごとに80円
小型車 1. 1kmまで580円、273～276mごとに80円

（現行）中型車 1. 3kmまで590円、273mごとに80円
小型車 1. 3kmまで580円、319mごとに80円
- 運賃適用地域 愛媛県南予地区（愛媛県宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡（旧上浮穴郡小田町を除く。）、西宇和郡、南宇和郡及び北宇和郡）
- 事業者数 42者（令和4年10月3日現在）
- 一般車両数 307両（令和4年10月3日現在）

(問い合わせ先)

四国運輸局 自動車交通部 旅客課
担当者：村上、山本、櫻又
電話：087-802-6771

1 今後の予定

令和 4年10月 3日 申請書提出
 ↓ (最初の申請から3ヶ月間・・・申請受付期間)
 令和 5年 1月 4日 受付期間終了
 ↓ (運賃改定審査※・・・標準処理期間5～6ヶ月)
 新運賃の認可
 ↓
 新運賃の実施

※ 申請受付期間において、愛媛県南予地区における申請事業者の合計車両数が、同地区の法人事業者全体の車両数の7割に達しなかった場合、運賃改定手続きは見送ります。

また、上記を満たした場合においても、申請事業者のうち、標準的経営を行っている事業者の実績年度及びその翌年度の加重平均収支率が、いずれも100%を超える場合、運賃改定手続きは見送ります。

2 愛媛県南予地区運賃改定状況

認可日	実施日	改定率	
令和 元年8月30日	令和 元年10月 1日	1.85%	消費税転嫁8%→10%
平成28年6月30日	平成28年 8月 1日	15.26%	
平成26年2月28日	平成26年 4月 1日	2.86%	消費税転嫁5%→8%
平成 9年3月14日	平成 9年 4月 1日	1.94%	消費税転嫁3%→5%
平成 7年7月14日	平成 7年 7月24日	8.50%	